VOL.2112

税務・財務 ニュース

税務・財務に関する情報を使いこなすことができれば、
より豊かな人生が送れるものと確信しています。
私どもは、これらの情報をお客様のお役に立てていただければと
願っております。
ご自身にどう当てはめたらよいのかをお考えいただき、
ご不明な点がございましたら、
一緒に検討させていただきたく存じます。
税務・財務に関する情報の提供を通じて、お客様の繁栄と、平安に、
少しでも貢献できればと願います。

友 弘　正 人

[今月のテーマ]

年末調整業務の電子化について

[contents]

- ◆ 年末調整の概要
- ◆ 電子化の実施方法の検討
- ◆ 完全電子化と一部電子化（年調ソフトのご紹介）

税理士法人　トータル財務プラン
行政書士法人　トータル財務プラン
一般社団法人　トータル財務プラン
株式会社　トータル財務プラン
友弘正人公認会計士事務所

〒651-0087　神戸市中央区御幸通３丁目１番８号
ライオンズ三宮ビル 2F
TEL：078-221-7711　FAX：078-221-7717
info@topp.co.jp　https://topp.co.jp

年末調整業務の電子化について

1．はじめに

今年も年末調整の時期が近づいてまいりました。令和 2 年の年末調整から新たに「基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」の用紙が加わり、制度がより複雑になった印象があるのではないでしょうか。

今回は制度の複雑化を解消すべく、年末調整の電子化について説明したいと思います。

2．年末調整の概要

(1) 年末調整とは

年末調整とは、源泉徴収された税額の年間の合計額と、年税額を一致させる精算の手続です。

年末調整の対象となっているのは、原則として、勤務先に「扶養控除等申告書」を提出している人ですが、給与の収入金額が 2,000 万円を超える人など、一定の人は年末調整の対象とはなりません。

この精算の手続をするためには、「扶養控除等申告書」のほか、「基礎控除申告書」、「配偶者控除等申告書」、「所得金額調整控除申告書」、「保険料控除申告書」又は「住宅借入金等特別控除申告書」を勤務先に提出する必要があります。

(2) 従来の年末調整手続

①従業員（給与等の支払を受ける方）が、保険会社、金融機関、税務署等から控除証明書等を書面（ハガキ等）で受領

②従業員が、保険料控除申告書又は住宅ローン控除申告書に、1 で受領した書面（ハガキ等）に記載された内容を転記の上、控除額を計算し記入

③従業員が保険料控除申告書及び住宅ローン控除申告書など、年末調整の際に作成する各種申告書（以下「年末調整申告書」といいます。）を作成し、控除証明書等とともに勤務先（給与等の支払者）に提出

④勤務先が提出された年末調整申告書に記載された控除額の検算、控除証明書等の確認を行った上で、年税額を計算

以上のような流れで進められていました。

3．年末調整業務の電子化について

(1) 実施方法の検討

年末調整手続きの電子化に向けては

・どこまで電子化するか（完全電子化か、まずは一部のみ電子化するか）

・電子化に当たり、どのシステムを利用するか（国税庁の年末調整ソフトか、民間の年末調整システムか）

・従業員が年末調整の書類を作成するのに、勤務先の PC 等を利用するのか、各自の PC、スマートフォンを利用するかなどをまず決めていきます。

(2) 完全電子化と一部電子化

完全電子化とは、これまで紙ベースで行ってきた 1 ページ **2** (2)の手続、①控除証明書等の取得、②従業員による年末調整申告書の作成、③勤務先への提出、④勤務先によるデータ入力を全て電子化し、年末調整手続を簡素化しようとするものです。

これに対し、一部電子化とは、上記①～④の手続のうちの一部を電子化するものです。

完全電子化した場合、年末調整はこのように変わります。

書面での年末調整の悩み		電子化した場合
用紙配付	【勤務先】 ・従業員に年末調整の用紙を人数分印刷・配付 ・遠隔地にいる従業員には郵送などが必要	**用紙配付不要！** 従業員に年調ソフトを取得し、年末調整の書類をデータで提供するよう依頼します。
控除申告書の作成・提出	【従業員】 ・氏名など、毎年同じ内容を手書き ・記載方法が少しずつ変わり、書き方が分からない	**便利な入力補助機能・ヘルプデスク！** 年調ソフトの入力支援機能に従い控除申告書を作成することにより、従業員からの問合せ等が減少することが見込まれます。 また、年調ソフトの使い方が分からない場合などはヘルプデスクに質問することもできます。
	【勤務先】 ・従業員からの記載方法に係る問合せ対応に忙殺	
	【従業員】 ・保険料控除証明書などの亡失リスク ・保険料控除証明書などの各項目を転記 ・控除額の計算が大変	**控除額等の記入・計算が不要！** 控除証明書等データをインポートすることにより自動入力、控除額の自動計算ができます。 ※マイナポータル連携を利用することにより複数の控除証明書等データの一括取得ができます。
	【従業員】 ・遠隔地にいる従業員は作成した書類を郵送 ※記載誤りがあれば再提出が必要な場合も	**給与担当者にメール等で提出！** 訂正が必要となった場合もデータを修正して再提出すればよいので、書類のやり取りが不要になります。
チェック・検算	【勤務先】 ・添付書類の転記が正しいか確認	**控除証明書チェック不要！** 従業員が控除証明書等データをインポートすることにより自動入力されているので、確認が不要です。
	【勤務先】 ・記載された控除額について検算	**控除額の検算不要！** 年調ソフトで控除額を自動計算しているため、検算不要です。
	【勤務先】 ・控除額を一人分ずつ給与システムに入力	**給与システムへの手入力不要！** 従業員に控除申告書をデータで提供させ、給与システム等にインポートします。 （給与システムの改修等が必要です）
保管	【勤務先】 ・提出された控除申告書は7年間保存する必要	**保管コスト削減！** データで提供されるため、紙の保管に要するスペースが削減できます。

出典：国税庁

(3) 一部電子化の導入

今回は、従業員がハガキで控除証明書を受領し年末調整申告書を年調ソフトで作成する方法をご案内します。

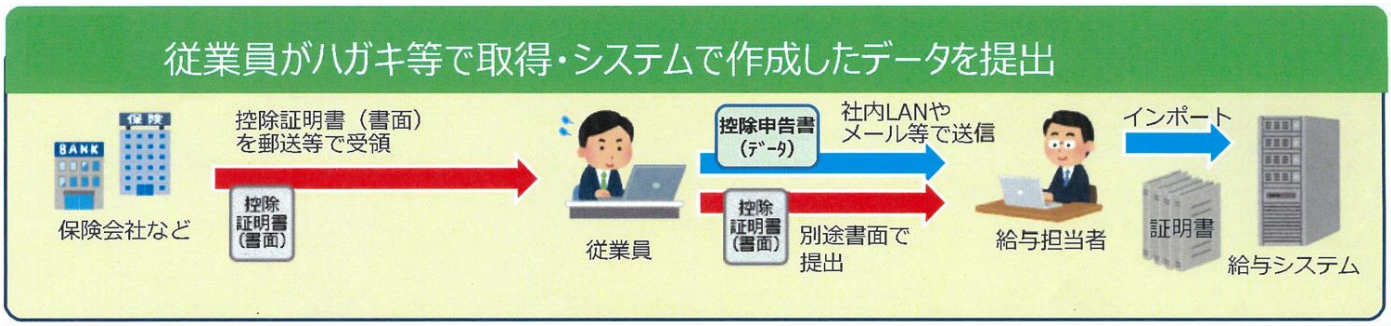

公式アプリストアからの入手

Windows のパソコンをご利用の方	Mac のパソコンをご利用の方	Android スマホをご利用の方	iphone をご利用の方
マイクロソフトストアで「年末調整　国税庁」と検索	Appstore で「年末調整　国税庁」と検索		

出典：国税庁

スマートフォンやご自宅（またはオフィス）のパソコンで年末調整申告書を作成することが可能で、質問形式での入力補助など紙での直接記入よりわかりやすい作りとなっています。

作成後は、事業主に電子メールで提出または印刷して紙で提出することになります。

なお、「年調ソフト」から出力した年末調整申告書は、国税庁ホームページに掲載されている扶養控除申告書などの様式と異なりますが、法令上問題はありません。

4．最後に

年末調整の完全電子化は、各種控除証明書と紐づけされるマイナンバーの普及とともにスタンダードになっていくことが予想されます。

完全電子化が実現すれば業務の効率が大幅に改善し、給与担当者の年末行事が 1 つ減るぐらいのインパクトがありますが、年末調整電子化の流れは近年始まったばかりであり導入に向けてまだまだ高いハードルがあります。

今回は少しでも年末調整業務の負担を減らしていただくため、国税庁の年調ソフトを紹介させていただきました。

ご不明な点がございましたら担当者にお問い合わせください。

執筆者　水津　隆義